



## 最近の相談事例から

札幌市医師会顧問弁護士 佐々木 泉 顕  
 弁護士・医師 福田 友 洋  
 弁護士 土田 慧

### 【事例】

私は、内科循環器クリニックの院長をしておりますが、当院の患者と思われる方から、Googleのクチコミ上に、当院に在籍するA医師の実名を挙げて、「A医師はヤブ医者である」などの書込みがされています。

こうした書込みを見た患者が当院への受診を躊躇したり、A医師がストレスに感じることを懸念します。どのように対応すればよいでしょうか。

### 【回答】

対応手段としては、サイト管理者であるGoogle LLCに削除依頼をする方法、プロバイダ責任制限法ガイドラインに基づく送信防止措置依頼を行う方法、裁判手続を利用して投稿者を特定し削除等を求める方法などがあります。

特に、裁判手続を利用する方法に関しては、法改正があり手続が整備され、従前よりも請求が実現できる可能性が高まったと言えます。

また、「A医師はヤブ医者である」との投稿は侮辱罪に該当することが考えられます。法改正により侮辱罪が厳罰化しており、刑事告訴することも選択肢として挙げられます。

### 【解説】

#### 1. 近時の法改正について

Googleのクチコミでの誹謗中傷への対処に関する法律相談は、近時、医療機関からも頻繁にいただくご相談内容であり、以前にもインターネットを通じた誹謗中傷への対応手段に関して、札医通信にてご紹介をさせていただきました。

た（札医通信2018年6月20日No.610号18頁）。

以前のご紹介以降、ソーシャルメディアでの誹謗中傷を背景に著名人が自ら亡くなってしまった事件などもあり、インターネット上の権利侵害に対する社会からの非難がさらに高まり、被害救済を拡充するための法整備が行われました。具体的には、侮辱罪（刑法231条）の厳罰化の法改正やプロバイダ責任制限法の改正が行われることとなりました。

本稿ではこうした法改正を踏まえたアップデート版としてインターネット上の誹謗中傷への対応手段をご紹介します。

#### 2. 侮辱罪の厳罰化について

(1) 近時、インターネット上で人の名誉を傷つける行為が特に社会問題化していることをきっかけに、抑止すべきとの国民の意識の高まりを受け、これまで軽く定められていた侮辱罪の法定刑が引き上げられることとなりました。

(2) 侮辱罪とは、「公然と、事実を摘示せずに、人に対する侮辱的評価を表示した」場合に成立する犯罪です。平たく言えば、不特定又は多数の人が見聞きできる場面で、「バカ」「アホ」といった侮蔑的見方を表現した場合に侮辱罪が成立することとなります。

侮辱罪と似た犯罪として、名誉毀損罪（刑法230条）がありますが、名誉棄損罪は、「公然と、事実を摘示し、人の名誉を毀損した」場合に成立します。例えば、「A医師は医師免許を持っていない」との指摘は、事実を摘示するものであり<sup>1)</sup>、名誉棄損罪への該当が考えられません。

侮辱罪と名誉棄損罪とは、事実の摘示を伴うか否かという点で差異があります。これまで、名誉棄損罪の方が人の名誉を傷つける程度が強いと考えられ、名誉棄損罪の法定刑の方が重く定められていました。しかし、近年におけるインターネット上での侮辱行為の実態に鑑みると、法定刑に大きな差を設けることは相当ではなく、今般、侮辱罪の法定刑が引き上げられることとなりました。

これまで侮辱罪の法定刑は、拘留（1日以上30日未満刑事施設に拘置する刑）又は科料（1,000円以上1万円未満の金銭を支払う刑）であり、刑法の罪の中で最も軽いものでした。この法定刑が引き上げられ、「1年以下の懲役若しくは禁錮若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料」となりました。

この改正法は2022年7月7日から施行されており、同日以降に行われた侮辱罪に対しては、引き上げられた法定刑が適用されます。

(3) 【事例】における「A医師はヤブ医者である」とのGoogleのクチコミにおける書込みは、不特定又は多数の人が閲覧できるウェブサイトにおいて、「ヤブ医者」とのA医師の社会的評価を低下させる評価を表示したものであり、侮辱罪に該当することが考えられます。

(4) なお、侮辱罪は、親告罪であり、被害者による刑事告訴がなければ検察官は起訴することができません。したがって、【事例】の場合、非難をされたA医師が被害者と考えられ、刑事処罰を求める場合にはA医師による刑事告訴が必要となります。

### 3. 匿名の投稿者の特定手段

(1) 【事例】のような口コミサイトや、ソーシャルメディアにおいて実名で誹謗中傷の投稿する者は少数であり、匿名・ハンドルネームである

ことが多く、投稿内容のみでは投稿者の特定が困難であることが通常です。仮に、匿名者の投稿についてその内容から投稿者を推測することができたとしても、投稿者に対して削除請求や損害賠償責任を訴訟の場で追及する場合、投稿者が被告（請求の相手方）と同一人物であることを原告（医療機関）が立証しなければなりません。被告から自身による投稿ではないと否認されたときは、原告（医療機関）は同一人物であることを裏付ける証拠を提出しなければなりません。このため、投稿者への法的責任を追及するには、投稿者が誰であることを客観的に特定する必要があります。

こうした投稿者の特定には、①二段階の裁判手続が必要となること、②投稿者の特定につながる情報が消去されてしまうことが大きなハードルとなっていました。

#### (2) ①二段階の裁判手続が必要となること

投稿者の特定手続として、i) コンテンツプロバイダ（【事例】の場合であれば、Google LLC）に対してIPアドレス等の発信者情報開示を求める仮処分の申立を行い、それにより開示されたIPアドレス等を用いてアクセスプロバイダ（インターネット通信事業者）を特定し、ii) そのアクセスプロバイダに対して、当該IPアドレス等に係る発信者の氏名、住所等の開示を求める民事訴訟を提起することが原則的な手続となります。

例えるならば、何者かが建物に入って誹謗中傷の落書きをした場合、i) まず建物の管理人から防犯カメラ映像を提供してもらい、カメラに映っていた者の制服から学校を特定して、ii) その防犯カメラ映像を学校に提供してどの生徒か特定してもらおうという段階を踏む必要があります。

<sup>1)</sup> 名誉棄損罪における「事実の摘示」は、摘示された事実の真否は問われず、摘示された事実が真実であっても、虚偽であっても名誉棄損罪に該当することとなります（ただし、真実である場合には、刑法230条の2による免責の余地があります）。

特定にあたっては仮処分<sup>2)</sup>の申立、民事訴訟の二回にわたる裁判手続を行う必要があり、時間と費用が大きくかかる点から、投稿者の特定手続を行うこと自体に一定のハードルがあることは否めません。

(3) ②投稿者の特定につながる情報が消去されてしまうこと

Googleのクチコミのようなログイン型サービス<sup>2)</sup>における投稿では、投稿者がログインした際の通信に用いられたIPアドレス（ログインIPアドレス）は保存されるものの、誹謗中傷をする投稿の際の通信に用いられたIPアドレス（ポストIPアドレス）が保存されない、又は短時間で消滅してしまう問題がありました。

ポストIPアドレスが入手できないため、ログインIPアドレスから投稿者を特定しなければならないところ、ログインIPアドレスは、法的に開示請求できるIPアドレスであるかどうかに関し、裁判所の判断が分かれている状況にありました<sup>3)</sup>。このため、ログインIPアドレスしか投稿者を特定する情報がないのに、この開示が認められず、打つ手が無くなるという事態が生じかねない状況にありました。

先の例でいえば、何者かが建物に入った瞬間と落書きをした瞬間の防犯カメラ映像があるものの、落書きをした瞬間の防犯カメラ映像は消去されてしまい、建物に入った瞬間の防犯カメラ映像しかない、という状況に似ています。建物に入った瞬間の防犯カメラ映像は、落書きをした様子が映るものではないので第三者には提供できない、という判断を受けてしまうため、

建物に入った瞬間の防犯カメラ映像すら入手できないという状況が生じることになります。

(4) プロバイダ責任制限法の改正

以上の問題が生じていたことから、2021年にプロバイダ責任制限法が改正され、a) 発信者情報開示のための新たな裁判手続の創設、b) ログイン型サービスに関する開示手続の整備が行われました。

改正プロバイダ責任制限法の施行日は2022年10月1日とされています。

まず、a) 発信者情報開示のための新たな裁判手続の創設に関しては、新たに「発信者情報開示命令事件」という非訟事件<sup>4)</sup>が創設されることとなりました。この手続の要点としては、これまでコンテンツプロバイダからIPアドレス等の情報を開示してもらい、さらにこのIPアドレス等の情報をもってアクセスプロバイダから発信者の住所、氏名等を開示してもらう二段階の裁判手続が必要でした。この手続を一体的に進められるよう、新たな裁判手続が設けられ、この手続において裁判所が「提供命令」を発令した場合、コンテンツプロバイダからアクセスプロバイダに直接IPアドレス等の情報が提供されることとなりました。

先の例でいえば、「提供命令」が出た場合、建物の管理人が防犯カメラ映像を見て、学校を特定して、学校に直接提供しなければならなくなり、被害者において防犯カメラ映像を見て、学校を特定して、学校に映像を提供する対応が省略されたこととなります。

「提供命令」後は、アクセスプロバイダに対

<sup>2)</sup> Googleのクチコミの他、ツイッターやフェイスブックなども個別の投稿に関する通信記録を保存しないログイン型のウェブサービスに含まれます。

<sup>3)</sup> プロバイダ責任制限法第4条第1項における「当該権利の侵害に係る発信者情報の特定に資する情報」、特に同法施行規則2条5号「侵害情報の送信に係るアイ・ピー・アドレス」に該当するかが問題となります。否定した裁判例として、東京高判平成26年9月9日、知財高判平成30年4月25日、肯定した裁判例として、東京高判平成26年5月28日、東京高判平成30年6月13日

<sup>4)</sup> 通常の裁判と異なり、原則として非公開であり、裁判所が職権で資料の探知や収集ができるなど、裁判所による柔軟かつ機動的な裁量権行使が認められる手続。

しても発信者情報開示命令の申立をすることとなりますが、原則として、コンテンツプロバイダに対する発信者情報開示命令の申立事件と併合して一つの手続内で、同じ裁判官によって判断されることになるので、従前のような二段階にわたり裁判手続を行うような重複審理はほぼ解消されることとなります。

さらに裁判所は、「消去禁止命令」を出すことによって、アクセスプロバイダに対し発信者情報の消去を禁止することができるようになり、一定期間の経過を理由に情報を消去してしまうことを阻止する手段も創設されることとなりました。

b) ログイン型サービスに関する開示手続の整備に関しては、これまでの裁判所の判断の揺れを是正し、特定の要件を満たした場合には、アカウントを作成した際の通信、侵害情報の送信と相当の関連性を有する範囲のアカウントにログインをした際の通信、侵害情報の送信と相当の関連性を有する範囲のアカウントからログアウトした際の通信、アカウントを削除した際の通信に係るIPアドレスも、発信者情報開示請求の対象として扱われることとなりました。

#### (5) 外国法人を相手方とすること特有の負担について

IPアドレスの開示請求においては、コンテンツプロバイダであるGoogle LLCなど外国法人が裁判手続の相手方となります。

外国法人を相手方として裁判手続を行う場合、従前は、書面の正確な翻訳文を付す必要があり、かつ、当該法人がある米国の州から資格証明書（日本における法人登記に相当する書

面）を国際郵便で取り寄せなければならず、これらのためにさらに時間と費用が発生してしまう状況にありました。

この点については、プロバイダ責任制限法の改正により、外国の当局を介した送達手続ではなく郵送で対応できるようになり翻訳文は不要となりました。また、Google LLCは、2022年7月7日付で日本国内での法人登記を行いましたので資格証明書の取得手続も不要となりました<sup>5)</sup>（申立書の郵送についても米国デラウェア州のGoogle LLC本社ではなく、東京都のグーグル・テクノロジー・ジャパン株式会社に送付が可能となりました）。

#### 4. まとめ

以上の通り、発信者情報開示請求によって投稿者を特定することはこれまで大きなハードルが存在し、ご相談をいただいた場合に費用対効果の面からお勧めできないとお伝えせざるを得ない場面がございました。

今回の法改正により、そうしたハードルが多少なりとも下がったといえます。もちろん、開示請求手続の大きな改正であり、実務上の運用が定まるまで混乱があることは予想されますし、一つのクチコミを削除するために要する時間・費用として見合わない場合があることも否めません。しかしながら、今回の法改正を通じて今後ますますインターネットを通じた誹謗中傷への社会的関心や活動が高まるものと考えられ、特に悪質な投稿に対しては、法的手続に踏み切ることは、選択肢の一つになり得るでしょう。

<sup>5)</sup> 法務省が海外の大手IT企業に対し法人登記を要請しており、Google LLCやマイクロソフト社は日本国内で登記を行いました。一方で、ツイッター社や、フェイスブック・インスタグラムを運営するメタ社については、2022年8月10日時点で登記をしておらず、これらの会社については資格証明書を取り寄せる必要があります。